

第 4 日

1. 令和2年9月14日午前10時00分招集
2. 令和2年9月14日午前10時00分開会
3. 令和2年9月14日午後2時53分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1 番 荒 木 宏 太	2 番 白 木 淳	3 番 齊 木 幸 男
4 番 坂 本 敏 彦	5 番 竹 下 周 三	6 番 高 木 洋一郎
7 番 秋 丸 要 一	8 番 松 村 慶 次	9 番 庄 山 忠 文
10 番 池 田 龍之介	11 番 森 潤一郎	12 番 蒲 池 恭 一

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	中 嶋 光 浩	書 記	西 原 利 沙
---------	---------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高 巢 泰 廣	副 町 長	松 尾 栄 喜
教 育 長	岡 本 貞 三	監 査 委 員	有 働 徳 行
総 務 課 長	上 原 真 二	総合支所長兼農林振興課長	富 下 健 次
会 計 管 理 者	泉 法 子	まちづくり推進課長	石 原 康 司
税 務 住 民 課 長	高 木 浩 昭	健 康 福 祉 課 長	坂 口 圭 介
商 工 観 光 課 長	大 山 和 説	建 設 課 長	中 嶋 啓 晴
住 民 課 長	有 働 和 明	農業委員会事務局長	松 尾 修
学校教育課長	下 津 隆 晴	社会教育課長	前 渕 康 彦
病院事務部長	池 上 圭 造	特 養 施 設 長	樋 口 幸 広

12. 議事日程

日程第1 承認第12号 専決処分の承認について（令和2年度 和水町一般会計補正予算（第6号））

日程第2 議案第58号 和水町手数料条例の一部改正について

日程第3 議案第59号 和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第4 議案第60号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第5 議案第61号 和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第62号 和水町林業関係分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第7 議案第63号 和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第64号 令和2年度 和水町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第9 議案第65号 令和2年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第66号 令和2年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第67号 令和2年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第68号 令和2年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第69号 令和2年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第70号 令和2年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第71号 令和2年度 和水町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第72号 物品購入契約の締結について
- 日程第17 議案第73号財産の処分について（旧菊水東小学校・土地）の訂正の件
- 日程第18 議案第73号 財産の減額譲渡について（旧菊水東小学校・土地）
- 日程第19 議案第74号 財産の無償譲渡について（旧菊水東小学校・建物等）
- 日程第20 議案第75号 権利の放棄（病院事業診療費）について
- 日程第21 発委第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第22 常任委員長決算審査報告
- 日程第23 認定第1号 令和元年度 和水町一般会計歳入歳出決算
- 日程第24 認定第2号 令和元年度 和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第25 認定第3号 令和元年度 和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第26 認定第4号 令和元年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
- 日程第27 認定第5号 令和元年度 和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算
- 日程第28 認定第6号 令和元年度 和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第29 認定第7号 令和元年度 和水町下水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第30 認定第8号 令和元年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
- 日程第31 認定第9号 令和元年度 和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
- 日程第32 認定第10号 令和元年度 和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
- 日程第33 認定第11号 令和元年度 和水町病院事業会計決算
- 日程第34 報告第3号 令和元年度 決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第35 教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書提出の要請についての撤回の件

日程第36 閉会中の継続審査について

日程第37 閉会中の継続調査について

開議 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 承認第12号 専決処分の承認について（令和2年度 和水町一般会計補正予算（第6号））

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、承認第12号「専決処分の承認について（令和2年度和水町一般会計補正予算（第6号））」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第12号「専決処分の承認について（令和2年度和水町一般会計補正予算（第6号））」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、承認第12号は承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第58号 和水町手数料条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、議案第58号「和水町手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第58号「和水町手数料条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第59号 和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長(蒲池恭一君) 日程第3、議案第59号「和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第59号「和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第60号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長(蒲池恭一君) 日程第4、議案第60号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第60号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第61号 和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、議案第61号「和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第61号「和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第62号 和水町林業関係分担金徴収条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第62号「和水町林業関係分担金徴収条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第62号「和水町林業関係分担金徴収条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第63号 和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第63号「和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第63号「和水町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び和水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第64号 令和2年度 和水町一般会計補正予算（第7号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第8、議案第64号「令和2年度和水町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番 白木君

○2番（白木 淳君） 2番、白木です。2点ほどお伺いしたいと思います。

1点目は、プレミアム商品券ののぼり旗を以前作っておられたんですけども、町民の方とか事業者の方から色が薄いと、で、見にくい分かりにくい。山鹿市なんかは紫色の商品券の旗を作っておられて大変目立つということで、もし次作られるのであれば、もう少し色鮮やかな色というか、目立つ色にしてもらえないかということで御指摘がありましたので、次作られる際はそういう色にできるかどうかを1点と、2点目が総務費2款、ええ。

○議長（蒲池恭一君） 何ページ。

○2番（白木 淳君） これ、何ページですかね、11ページ。

○議長（蒲池恭一君） 11ページ、はい。

○2番（白木 淳君） 非接触型自動精算機というのを今度購入されるようになってるんですけども、どこに何台据えるのが、それをお聞きしたいと思います。

1つ目の質問は、プレミアム商品券等の補助金の15ページの1,000万というところがありますので、お受けしたいと思います。いいですか。

(「はい。」と呼ぶものあり)

商工観光課長 大山君

○商工観光課長(大山和説君) 白木議員の質問にお答えいたします。

プレミアム付商品券ののぼり旗ですね、こちらのほう、1次の臨時交付金の中で生活応援商品券ということでのぼり旗を作成しております。確かにいろいろデザイン等も外注して作って、非常にいいというふうには私たち思っておりましたけれども、そういった特に目立たないというようなことであれば、今回この補正に上げておりますこの予算の範囲内で、目立つようなのぼり旗を作成し、配布をしたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長(蒲池恭一君)

税務住民課長 高木君

○税務住民課長(高木浩昭君) ただいまの白木議員の御質問にお答えいたします。

今回、非接触型の自動精算機の購入を計画しております。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止のための一つの対策ということでございます。財源としましても、コロナの特別交付金を活用するものでございます。設置箇所につきましては、本庁、支所の窓口には各1台ずつ設置予定でございます。以上でございます。

○議長(蒲池恭一君) ほかに質疑ありませんか。

2番 白木君

○2番(白木 淳君) 三加和支所にも置かれるということですかね。キャッシュレス決済に対応する感じになるんですかね、非接触型ということは。その場合、住民票を取ったりとかする場合、キャッシュレス決済に対応するような感じの自動の精算機になるのか、そこら辺まで考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長(蒲池恭一君) 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長(高木浩昭君) ただいまの御質問にお答えいたします。

キャッシュレス決済ということでは、対応はできておりません。今回は、あくまでも手数料等のお金を納めていただく折に金額を表示し、それに伴うお金をお客様のほうに直接現金を入れていただくと。そして、それに伴う領収書をその機械から発行するということで、職員と住民の皆様とのやり取りが直接行われないというようなことを考えておるところでございます。

○議長(蒲池恭一君) ほかに質疑ありませんか。

1番 荒木君

○1番(荒木宏太君) 一般会計補正予算書の9ページです。企画費の12番委託料、旧神尾小学校用地地積測量図作成業務委託料50万円となっておりますけれども、このまず説明を。

○議長(蒲池恭一君) 内容についてですね。

○1番(荒木宏太君) 内容について、はい、説明をお願いいたします。

○議長(蒲池恭一君) どこでいくとかな、まち課。手ば、挙げてもらってよか。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの荒木議員の御質問にお答えしたいと思います。

旧神尾小の地積測量図作成業務委託料につきましては、旧神尾小学校のほうに今回の学校跡地の活用をしておりますが、忠霊塔もしくは熊本県の土地とか、間に端の方に土地がありましたので、そこの分筆を行いまして、きちっとした面積を確定する委託料となっております。ちなみに面積が499㎡となっております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

1 番 荒木君

○1 番（荒木宏太君） この今、上がっています旧神尾小学校の用地地積測量図作成業務委託料ですけれども、これについては、一番聞きたいのは、これがもう次のプロポーザルの選定に必要な書類だからこれは上げているんでしょうかということとをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。それに必要なものであるからということなのか、それともそれは関係なく、今後のための委託料であるのか、答弁お願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 今回の委託につきましては、プロボに関係なく、学校跡地を今後利用していくために必要な業務委託となっております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） まず、ページ、8 ページの寄附金、ふるさと応援寄附金5,000万、それに関連する9 ページ、企画費の7 番の報償費、ふるさと応援寄附金謝礼1,850万円、これは5,000万に対してですけれども、3 割を超えるんじゃないかと。ふるさと応援寄附金の謝礼というか、返礼品は3 割以内ということで決まっておると思いますが、5,000万の1,850万とするならば、3 割を超えております。どういう考えで3 割を超える謝礼金を設定されたのか。

それと、ページ数14ページ、土地改良事業費、14番の工事請負費 大田黒地区桃ノ木ため池廃止工事700万とありますけれども、確かもう6 年ぐらい前になると思いますけれども、広島において豪雨時、被害が発生した後に災害重点ため池というのを全国的に選定が改めて実施されたと思いますけれども、本町においては何か所選定がされたのか、また、この桃ノ木ため池はそれに該当するのかわからないのか、一応それですね。

それと、ページ数17ページ、教育費、教育総務費、2 番の事務局費として21番補償補填及び賠償金、修学旅行等キャンセル料31万5,000円上がっておりますけれども、本年度は、修学旅行はコロナ禍の中で中止とするのか、それとG o T o トラベルの利用が可能だと思いますけれども、その点どのように該当しているのかしていないのか。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 大丈夫かな。最初はふるさと応援寄附金の3 割を超えてるところの質問から行きましょうか。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、ふるさと応援寄附金の謝礼の件ですが、御指摘のとおり、企画費の中で報償費で組んでおります。この組方というのが謝礼金、品物代と配送料を一緒に組んでおります。御指摘のあったとおり、品物代につきましては1万円の3割ということで3,000円分、と同じく送料につきましては1件当たり700円ということで計上しております、品物代が1,500万、送料が350万の合計1,850万の補正となっております。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

農林振興課長 富下君

○農林振興課長（富下健次君） 池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

工事請負費、大田黒地区桃ノ木ため池廃止工事についてですが、現在ため池の総数が119か所、うち先ほど御質問のあった防災重点ため池というのが33か所になります。今回上げております大田黒桃ノ木地区につきましては、この重点ため池には該当していません。また、これがかなり前から使われていない状態ということで、ため池台帳のほうに記載がされておられません、整備されたときにですね。しかしながら、町として災害の危険があるためということで、池のほうを今回、町単独事業でございしますが整備させていただくように、今回予算のほうを計上しておりますところでございます。よろしくお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 大丈夫。休憩入れんでいいですか。G o T oに関しては、よか、入れんで。大丈夫。休憩入れましょか。

（「はい」と呼ぶものあり）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時22分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 池田議員の質問にお答えいたします。

修学旅行キャンセル料についてでございます。菊水中の修学旅行のキャンセルということでございますけど、まだキャンセルかどうかという返事を頂いておりません。それと、三加和中の修学旅行のキャンセルということでの決定は受けております。そちらにつきましては、お1人2,000円ということでキャンセル料が発生するということで、それは見るということで予算を計上しております。また、菊水中におきましても、一応キャンセルが発生するならということで、時期が未定でございますけど、後になればなるほど金額が高くなりますので、1人当たり大体5,700円程度を見込んだところでの予算計上であります。

それと、G o T o キャンペーンの対象になるかならないかということでございますけど、文科省のほうから対象になるということでの文書だけは頂いております。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） ふるさと納税で運賃も含まないという考えですたいね。ふるさと応援寄附金の謝礼としては、運賃は含まないというような考えですよね、これは。3割を超えてるということはですね。うん。これは確認してますか。

いや、これがもし含んだところまでで謝礼3割ってなってるならば、この前まで問題になっていた大阪の和泉市ですか、そのほか3市町あったと思うんですよ、全国で4か所。その対象になりはしないかという、私は懸念してるわけですよ。せっかく前年から今年度、実績が伸びているわけですよね、ふるさと応援寄附金というのが。もし、確認してですたい、これが含んだところで3割ですよと言われた場合は、来年の10月に和泉はストップよという事態にならないような確認作業はしてもらいたいと思うわけです。

それともう1点、ため池の件は、まあ、桃ノ木ため池の件は分かりましたけれども、防災重点ため池、町内に何か所かは、ちょっと先ほど答弁いただいてないから、はっきりした数字は申し上げられませんが。

○議長（蒲池恭一君） 池田議員、33か所と言われました、答弁で。

○10番（池田龍之介君） 33か所、私のほんなら聞き漏れですね。その33か所、もし仮に災害等に遭った場合、自然災害ですよ、まあ、近頃は地震とか豪雨等、それと台風等の自然災害が多く発生しておりますので、そのときの復旧する場合ですよ、復旧する場合は通常の農業土木費の補助率なのか、それとも、もう防災重要ため池ということで国も認めているから、全額国が補助して工事できるのか、その点をお伺いします。

○議長（蒲池恭一君） こっちから行きましょう。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

ふるさと納税の返礼品の品代につきましては、県のほうに毎年報告を出しますが、報告の中では品物と送料、これは別で報告をしております。単純に3割というのが品物代、送料のほうはトータルで5割というのが、もう一つ条件がありますので、その中に送料等を加えて、そういう形で報告をしておりますので、品物代のほうは3割で送料は含まないということで実行しております。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

農林振興課長 富下君

○農林振興課長（富下健次君） 今の災害の件についてお答えをいたします。

はい、もう池田議員おっしゃったとおりでございますが、万が一梅雨前線、その他台風等の災害により被災した場合は、建設課のほうの主管になりますが、農業土木災害ということになります。重点ため池のほうは、あくまでも防災維持管理についての整備の対象となりますので、通常の農業土木災害の施設災害として申請をすることになると思います。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） ふるさと応援のほうですけども、その他で5割という縛りがあるということだったんですけども、その返品は3割、その他で2割は認められているとする、この2割を認められているのは、主なやつは何ですか。

○議長（蒲池恭一君） 大丈夫ですか。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 残りの2割につきましては、今、事務手数料等を業者としておりますので、そういった手数料、もしくは送料等が主なものになります。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 9ページですけど、ええと、8ページですね。

○議長（蒲池恭一君） 9ページですか。

○7番（秋丸要一君） いや、8ページです。

○議長（蒲池恭一君） マイクを上げてもらっていいですか。

○7番（秋丸要一君） 8ページです。一番上の、土地の売却収入ですね。これ、東小の分だと思いますけども、1,500万という数字が上がっておりますが、これの根拠、この数字の根拠をお伺いしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 大丈夫ですか。まち課で行く。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ここで収入で上げております分は、旧東小学校、プロポで行います、承認された後の売却金額1,500万となっております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 根拠。根拠は、だから、休憩しましょか。

○まちづくり推進課長（石原康司君） あっ、そうですね、ちょっと。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 根拠につきましては、プロポーザルの提案の中で契約候補者のほうから示された金額となっております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

7 番 秋丸君

○7 番（秋丸要一君） はい、それは分かりましたが、それでは、この東小学校の財産、この評価額といえますか、価値といえますか、これはどれくらい見てありますか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 秋丸議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、プロポーザルのほうで提示した評価としましては、土地のほうが2,700万、建物のほうが1,700万、合計の4,450万ということでプロポーザルのほうは実施をしております。この不動産評価額のほうの出し方としましては、まず再評価による原価のほうを出しまして、その中から土地のほうに減価償却ありませんので、建物につきましては減価償却費等を引いた上で、再調達の価格を出しております。それに全体でまた3割の減価償却を入れまして、先ほど申しました建物につきましては1,746万8,000円というのがプロポーザルの中で不動産の評価額参考額として提示をしております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

7 番 秋丸君

○7 番（秋丸要一君） 分かりましたが、あの、土地が4,500坪ぐらいありますね、あそこは。土地だけでもどんな安う見積もっても何千万かあるでしょう。建物は、まあ、価値がないとしても、土地だけでも結構あるんじゃないですかね。土地の評価額ってどれくらいですか。参考のためにもお伺いします。

○議長（蒲池恭一君） ちょっと最後ですけど、大丈夫ですか。

○7 番（秋丸要一君） それだけでいい。

いいですか、はい。土地の評価額だそうです。よろしいですか。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 東小学校の土地につきましては、先ほど言いました不動産の評価額参考価格としまして、2,703万2,000円ということでプロポーザルのほうでは出しております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第64号「令和2年度和水町一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第65号 令和2年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第9、議案第65号「令和2年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第65号「令和2年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第66号 令和2年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、議案第66号「令和2年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第66号「令和2年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第67号 令和2年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、議案第67号「令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第67号「令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案68号 令和2年度 和水町簡易水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(蒲池恭一君) 日程第12、議案第68号「令和2年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番 高木君

○6番(高木洋一郎君) 6番、高木です。

○議長(蒲池恭一君) 歳出のインフラ施設修繕料、6ページですけれども、説明では流量計が故障をして作動していなかったという説明を受けましたけれども、まず、その地区、それから、その修繕に至った経緯ですね、止まったということですけど、どういうことなのかお伺いをします。

○議長(蒲池恭一君) 大丈夫かな。

建設課長 中嶋君

○建設課長(中嶋啓晴君) ただいまの高木議員の御質問にお答えします。

インフラ修繕料の194万1,000円の補正ですけれども、大藤簡易水道地区の流量計の基盤の、面基盤の部品交換をさせていただく修繕料となっております。一応、平成10年12月1日に供用を開始して21年を経過して、この分の修繕を計上させていただきました。以上です。

○議長(蒲池恭一君) ほかに質疑ありませんか。

6番 高木君

○6番(高木洋一郎君) 高木です。その流量計の基盤ですね、突然止まって長期間使用できなかったのか、もしその期間が長ければ、水道使用量の誤差とかそういうものは生じなかったのか、お伺いします。

○議長(蒲池恭一君)

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） ただいまの質問にお答えします。

一応、インフラ修繕料としまして、予算は元の予算に取ったところでさせていただきました。金額が高額となりますので、ほかの工事へ修繕が影響のないように、その分補正をさせていただいたという状況になります。以上です。

○議長（蒲池恭一君） まあ、だけん、結局は利用者さんには御迷惑はかかっとなんと。

○建設課長（中嶋啓晴君） はい、利用者さんに御迷惑がかからないように、前の修繕料の予算で工事を緊急にさせていただいたという状況になります。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 6 番 高木君

○6 番（高木洋一郎君） じゃあ、既存の予算で応急措置をして、大規模になるので今回補正をしたと。ですから、利用者の皆さん方には流量使用量への影響等はないというふうに理解してよろしいですね。はい、分かりました。

○議長（蒲池恭一君） 答えようか。執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） ただいまの御質問にお答えします。

すぐに応急措置あたりをして、利用者の皆さんには御迷惑かからないように処置をしたというところです。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第68号「令和2年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第69号 令和2年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第69号「令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第69号「令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第70号 令和2年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)

○議長(蒲池恭一君) 日程第14、議案第70号「令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第70号「令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第71号 令和2年度 和水町病院事業会計補正予算(第3号)

○議長(蒲池恭一君) 日程第15、議案第71号「令和2年度和水町病院事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第71号「令和2年度和水町病院事業会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第72号 物品購入契約の締結について

○議長（蒲池恭一君） 日程第16、議案第72号「物品購入契約の締結について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第72号「物品購入契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第73号 財産の処分について（旧菊水東小学校・土地）の訂正の件

○議長（蒲池恭一君） 日程第17、議案第73号「財産の処分について（旧菊水東小学校・土地）の訂正の件」を議題といたします。

町長から、議案第73号「財産の処分について（旧菊水東小学校・土地）の訂正の件」について申出がっておりますので、理由の説明を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいま議題となりました、議案第73号「財産の処分について（旧菊水東小学校・土地）の訂正の件」につきまして、提案理由の説明を行います。

議会の議決を要する根拠法令を誤っていましたので、案件名、上程文、案件の項目の題目、提案理由をそれぞれ根拠法令に沿って、訂正をさせていただきます。

以上、議案第73号「財産の処分について（旧菊水東小学校・土地）の訂正の件」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第73号「財産の処分について（旧菊水東小学校・土地）の訂正の件」を許可することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は財産の処分について（旧菊水東小学校・土地）の訂正の件を許可することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時02分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議案第73号 財産の減額譲渡について（旧菊水東小学校・土地）

○議長（蒲池恭一君） 日程第18、議案第73号「財産の減額譲渡について（旧菊水東小学校・土地）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） はい、10番。先ほど、一般会計補正予算の審議の中で、土地代が2,700万、建物が約1,700万というような評価額であったと、説明があったと記憶しておりますけれども、つまり1,500万で売るとなると、約2,900万評価額から下回るわけですね。それと別に、財産の最終処分年度を見てみますと、東小学校教室等は、これ平成で書いてありますけれども、平成52年3月と。だから令和でいうならば、令和30年、んねかつ、20年か、20年の3月ということになるかと思います。それと同じく体育館は平成42年の3月、令和でいいますと、10年の3月ということになっており、補助金の返還額等が発生するんじゃないかと。補助金の返還額が教室等には3,657万4,000円、体育館は928万5,000円。これは平成30年度で試算してある数字でありますけれども、そういうのをもろもろ合わせると、約7,000万弱下回るような価格で売却されようとしているわけですね。

それと私は、財産処分できるだけ高い価格で売却するのが当然じゃないかと思うわけで、利活用として企業誘致等々を考えると、売却には反対はいたしません。反対はいたしませんけれども、もろもろの計算上からすると、約、先ほど申しましたように7,000万弱差があるわけですね。その点どのようにお考えなのか。この1,500万というのは、プロポーザルをした相手先が提示した価格ということでありますけれども、じゃあ、そういう計算をしていなかったのか。普通入札をするときは、最低価格というのは設定するのが当然だと思うわけです。私は、このプロポーザルを否定するわけでありませんが、こういったことをするのにプロポーザル方式は不適当だと私は考えております。その点いかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） まず、補助金の返却は生じるのか生じないのか、そこも含めて、答弁大丈夫ですか。学校。返却、大丈夫。休憩。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時12分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 先ほど、池田議員のほうからございました国庫補助の返還ということでございますけども、事業完了後10年以上経過したものであれば返還する必要はないということになっております。

それから、売却した後の金額、1,500万になっておりますけれども、こちらを学校整備のための基金として積み立てるということが一つの条件になっております。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 池田議員の質問のプロポーザルというか、この公有財産の売却の方法についての回答をしたいと思います。

まず、議員がおっしゃったとおり、プロポーザルなので、この売買のほうは実施しております。この中で、まず売却に当たっての条件、また価格競争が必要なのか、計画審査が必要なのかの判断をしまして、最終的には計画と価格の総合的な評価という方法で売却ということでプロポーザルを実施しております。

よって、入札にあるような最低価格とかそういったものは表示せず、あくまでも計画と価格、それを総合的に点数化した上で、候補者を決定したというプロポーザルを実施しております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） まあ、分かったようで分かんばってんですね。いや、本当プロポーザルというのは、今盛んにいろいろなところで行われておりますけれども、このプロポーザルは形がないものから作り上げるとであれば、私はプロポーザルは有効な方式だろうと思います。前は、コンペとかいろいろあったけれども、コンペでは、ただ、ただ形がいいとか価格が安いとかそういった方法で選んでたのがコンペではないかと思うわけですね。プロポーザルもそれに似通ってはいますけれども、あんまり価格提示どうのこうのというのは、するほうから提示するんじゃなくて、させるほうも大体予算はこれくらいよというのは決まってるわけですから、それに最も近くていいやつを選ぶのがプロポーザルじゃないかなと思うわけですね。形があるものを売り払うのにプロポーザル方式を私はあまり採用するのには賛同しかねます。

それと、先ほど補助金の返還はないということでありましたけれども、補助金の返還はないけれども、まあ、行く行く将来的に活用するためかどうか知りませんが、基金の創設が必要であると。基金を創設する場合、補助金の残高が計算上は3,657万4,000円、それに928万5,000円、約4,600万。この4,600万で基金を創設するのか、それとも売却した1,500万で基金を創設するのか。まず、それはどちらかお答えください。

○議長（蒲池恭一君） 大丈夫でしょ。1,500万でしょ。どこが答えると。

執行部の答弁を求めます。

基金の創設、学校がよかつじゃないと。うん、学校よ、やっぱり。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） ただいま御質問の点でございますけども、本来、目的として使用する場合、学校として教育上する場合はその額でよろしいんですけども、それ以外ということでなれば、ただいまおっしゃられた残った部分の相当額を基金として積み立てるべきということで、それも年度内に行えばということで伺っております。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

10番。

あつ、今んとでおうとる。

ちょっとしばらく休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時22分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、申し上げました金額の件でございますけど、今現在、文科省のほうに問い合わせしております。で、文科省のほうから幾ら積み立てなさいということでの提示がございますので、一応売却いたします1,500万、これはもう基本ベースにはなりますけども、実際積立てしなければならぬ額というのは、まだ確定しておりません。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

あら、3回終わっとらん。これ、何か答弁が。

はい、分かりました。執行部の答弁を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 池田議員のほうから、いろいろ御指摘いただきました。もっともなお話だと思います。今回、プロポーザル方式を取りました。そのやり方というのも池田議員が言われるように、最低制限価格を設ける。また、それですと、もう入札ですので、一発で決まってしまう。それと、もう一つのやり方として、こういった議会での承認を得ると。これは、その6号ですね、今回訂正した分、これで価格が決まるということです。

プロポーザル方式でやりましたのは、やはり今回、私も審査の中にやりましたけれども、最低制限価格を設けて、会社のほうから入れてもらおうと。何が来るか分からない、これが一番怖いところです。実際、ある小学校では、3つほどありまして、やはりその内容、いろいろどういった

業務をなされるのか、会社の方針とか姿勢、そういったものを事細かに聞いて、いろんな雇用の人数であったりとか、いろんな項目を聞いた上でやると。そういう意味では、金額の面からいきますと、そら入札のほうがやはり一番有利だと思いますが、やはり地域住民の中に溶け込んで、その会社の企業を町として迎え入れる立場からしますと、そういったプロポーザルで中をしっかりと吟味したところでやっていくというところでございます。

それと、これは申し上げときますと、和水町の普通財産管理処分等の事務処理要領というのを作っております。これに基づいてやったわけです。当然、議員がおっしゃられた入札をやりなさいというのも当然あります。そのほかに処分の方法といたしまして、いろいろあるわけですが、随意契約にすることが適当と町長が認めたときというのがございます。それにのっとって行っております。

それと、売買の価格ですが、今どれだけの評価があるのかと。これは不動産鑑定評価に付しなさいという形で要綱上なっておりますので、今回、先ほど二千七百どれだけか出ましたですね、それはそれにこういった形にのっとって実施をいたしたところでございます。

今後も続きます。いろんな意味で学校跡地につきましては、しっかりと議論をしていただいて、議員各位に御理解を頂きながら進めてまいりたいと思いましたので、ちょっと要領の説明をさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） はい。

○議長（蒲池恭一君） 原案に反対ですよ。

○10番（池田龍之介君） はい。

○議長（蒲池恭一君） はい。

○10番（池田龍之介君） 失礼いたしました。一番大切な眼鏡を忘れましたのでですね。

それでは、今、議案が提案されております、議案第73号「財産の処分について」反対討論をいたします。

質疑の折にも申しましたが、売却予定価格1,500万、これは考えますと、私個人の想定価格ですが、あまりにもかけ離れ過ぎると。約1億ほどの財産的なものがあるにもかかわらず、1,500万、約8,500万の開きがあります。まあ、全部8,500万相当で売れとは、私も申しませんが、あまりにもかけ離れた額ではないかと考えるところであります。

今後また、神尾小、西小、南小と予定が売却をする計画でありますけれども、その点についてはこれを契機としてできる限りやはり財産処分については、それ相当な適当価格と思われるような価格で売却されることを望んで、この件については反対討論といたします。

○議長（蒲池恭一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6 番 高木君

○6 番（高木洋一郎君） 6 番、高木です。私は、議案第73号「財産の減額譲渡について（旧菊水東小学校・土地）」について、賛成の立場から討論をいたします。

この価格1,500万円のみを議題として評価するのはいかがかなというふうに私は感じております。先ほど、総務課長が説明いたしましたように、進出を希望する企業の質あるいは町内に、町民にどのような恩恵があるのか、町にどのような恩恵があるのか、町の発展にどのように寄与するのかということも重要なことだと私は思います。

なお、この土地、建物、建物は第73号で出てきますけれども、今後の維持管理費等々を考えれば、毎年数百万円の管理費用が必要になってくる、そういうもろもろを考えますと、早期に遊休財産を処分することは妥当ではなかろうかと。この1,500万が高いか否かについては、それぞれのお立場があろうかと思いますが、私は後々の管理費、それから進出を希望する企業の今後の町への貢献の仕方等によって大きく変わってまいりたいと思います。

したがって私は、議案第73号の議案については賛成の立場から発言をいたしました。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに討論ありませんか。

討論ありませんか。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第73号「財産の減額譲渡について（旧菊水東小学校・土地）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

しばらく、ちょっと立っててください。

起立多数です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第74号 財産の無償譲渡について（旧菊水東小学校・建物等）

○議長（蒲池恭一君） 日程第19、議案第74号「財産の無償譲渡について（旧菊水東小学校・建物等）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 無償譲渡についてですけれども、無償譲渡されるということについては、そうあまり言いたくありませんけれども。

○議長（蒲池恭一君） 池田議員、すみません、マスクば、しときましょうか。すみません。ちょっと聞こえづらいですけど、申し訳ないです。

○10番（池田龍之介君） 防災の面からお尋ねいたします。

この今、無償譲渡されてる中に、体育館が含まれております。この体育館は地域住民の公設避難所として指定がされております。それを私も地元説明会の折、出席をいたしました。その点、述べられたのが、ここに来られる企業の方の計画をお聞きしましたところ、3年後ぐらいに建物を取り壊したいというようなことで説明がなされておったと私は記憶しております。

ですから、よければ、この3年間、本来ならば、公共指定避難所としての、この体育館が廃止されるわけですから、それに代わる公共指定避難所をどのように考えているのか、前もってこれは検討しておくべきだろうと思います。でも、いろいろ話を聞きますと、まだ検討されていないと。だったらこの3年間、建物が壊される間は、どうか町執行部の、特に町長、トップセールスとしてですよ、3年間は猶予をこういった形で指定避難所として指定しておりましたので、地域住民の方の安心・安全を守るために、取り壊されるまでの期間でも、指定をというか貸していただきたいというような要件をつけていただきたい。そして、その3年、まあ、3年か2年あるわけですよ、猶予期間が、その地域住民にとっては。その間、びしゃっとした、これに代わるような町として指定避難所をどうするのかというのを、方針を打ち出してほしいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 今後の指定の在り方からどういうふうに考えてるか。そして、していない場合は、そういう話し合いはできるのか、するのかということで答弁でいいですかね。

いいですか、そういうことで。はい。

執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 池田議員のただいまの提案でございますが、避難所が、今まであったやつがなくなるということは、住民の皆様方も心配な面もあらうかと思えます。

まずは、この辺につきましては、避難所の見直しをやるところでございます。その中でしっかり議論をして、対応策を考えようというようなことで今後望んでいきたいというのが今までの考え方でございました。

それから、3年間ぐらいは、企業としては3年後ぐらいに解体を予定しとるというようなお話だったと。その間に何とか避難所として利用させてもらえんだろうかというような話をすべきじゃないかというようなことでございますが、これにつきましては、当初のプロポーザルで提案をしていただいたときに、こちらから条件といいますか、その辺を示していると思いますので、その辺からしますと今の段階ではちょっと外れるということにはなりはしないかなと思います。改めて、こういう形で避難所として3年間ぐらい何とかならんでしょうかという要望をしてみろということでございますので、その辺についてはやぶさかではないと思います。しっかりとお願いをして、できるということであれば大変結構であると思いますので、その辺については、今後お願いをする方向で、結果はどうなるか分かりませんが、結果はどうなるか分かりませんが、努力はやってみたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 町長、ぜひ、やはり地域住民の方々に安心・安全、安心感というのを与えるためには、やはり公共というか、町の指定避難所として解除はこういった形で売却成立しているから仕方がないところがあるけれども、今後2年間、なぜ、私が体育館、あれはもう別棟なんですよ、全然。校舎の裏側に別個として体育館、プールがあるわけですから、管理面でも会社にそう迷惑はかけないんじゃないかなと思うわけですね。しょっちゅう避難してるわけじゃないわけですから、自然災害とかそういった突発的な災害が起きたときの避難所ということになると思いますので、そう年に何回もないと思います。1、2回、まあ、1、2回じゃない、今はもう4、5回から10回ぐらいになってるかと思いますけれど、それくらいの頻度ですので、ぜひ2年間ないし3年間はそのような形で使わせていただくなという交渉を、相談をぜひトップとしてやっていただきたいと思います。

今からの、やはり避難所というのはこのコロナ禍ではっきり示されましたけれども、ソーシャルディスタンスを取るならば、より広い避難所が必要となってきますので、その点、早急にやはり地域住民の方々が安心して避難していただく場所というのは、早急に検討する重要課題と思いますので、そういった検討を早急にしていただきたいと思いますというわけであります。いかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 池田議員からの提案、しっかり受け止めまして、まずは向こうも計画があるかと思うしますので、その辺で整合性が何か取れるなら、御協力いただければありがたいと思いますし、まずはちょっと当たってみることが大事だと思いますので、まずは対応してみたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第74号「財産の無償譲渡について（旧菊水東小学校・建物等）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第75号 権利の放棄（病院事業診療費）について

○議長（蒲池恭一君） 日程第20、議案第75号「権利の放棄（病院事業診療費）について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） この債権額731万9,798円を処理すれば、同様な債権は存在するのか否か。存在するのであれば、何件で総額幾らになるのか。それと、回収不能になった主な理由はどのようなものか。また、今後の対応策としてはどのように考えているのか、そのことについて答弁をお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） 池田議員の質問にお答えいたします。

まずは、この債権があとどんだけあるのかというようなところを質問でございましたけど、現在あの、ちょっと待ってくださいね。

○議長（蒲池恭一君） 休憩しよか。

○病院事務部長（池上圭造君） ちょっと待って、ちょっと休憩。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時47分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） 失礼しました。債権があと、どれだけ残つとるかというところで、御質問でございましたけど、正確なところがあると、151万3,541円残っております。この内訳としましては、近年のやっぱり入院で入られて、その中でお支払いがどうしても困難というようなところの件数をまとめましたところの金額がその金額になっております。

病院の対応といたしましては夜間の訪問をして促すと、毎月未納の通知を出して、その未納があるというところを自覚していただくというようなところもございます。それと反対に防止策といいまして、必ず退院されるときには、入金を確認できなければ、退院をしていただかないという手法を取っております。ここ近年でも、未収金は僅かに1件というようなところになつてくるわけでございますので、それと、また債権の期間を、そこを債権放棄の期間の中で少しでも納めていただくような手法を頑張って取っておるところでございます。

あとは、実際働いた金額を未収で取れないというようなところは、非常に残念なことでございまして、そしてその払わなかった方が得をすると言うとまたおかしくなりますけど、不公平が発生しないように心がけて、病院としても一生懸命未納がないように取り組んでいるようなところでございます。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第75号「権利の放棄(病院事業診療費)について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第21 発委第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長(蒲池恭一君) 日程第21、発委第1号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 高木君

○6番(高木洋一郎君) 議会運営委員長、高木でございます。

発委第1号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出の理由、新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらし、国民生活への不安が続いております。今後、地方税、地方交付税の大幅な減少等により、地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されております。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ継続的に提供していくためには、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠であると考え、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出するものであります。

以上、趣旨説明を終わります。

○議長(蒲池恭一君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発委第1号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。しばらく休憩します。1時から再開します。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第18 議案第73号「財産の減額譲渡について（旧菊水東小学校・土地）」の池田議員の答弁の中に間違いがございましたので、発言を許します。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 先ほど、池田議員の御質問の中で、基金の積立て、こちらに関しまして建物の売却、有償で売却した場合についてのみでございます。先ほどの土地まで入れたところでの基金の積立てが必要であるという回答に誤りがございました。申し訳ございませんでした。あくまでも建物を有償で売却した場合。無償であれば、基金の積立ては必要でございません。以上でございます。申し訳ございません。

日程第22 常任委員長決算審査報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第22、常任委員長決算審査報告を議題といたします。

各常任委員会において、慎重に審査が行われておりますので、常任委員長に報告を求めます。最初に総務文教常任委員長からの報告を求めます。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 改めましてこんにちは。ただいまより総務文教常任委員会の決算報告をいたしますけれども、少々時間がかかるかと思えます。その点を踏まえて御静粛にお聞きいただきたい思います。

それでは、総務文教常任委員会所管課の令和元年度和水町一般会計歳入歳出決算書及び特別会計の令和元年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算書、令和元年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算書、令和元年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算書の審査を総務文教常任委員6名で、去る9月10日、所管課である税務住民課、会計室、議会事務局、監査室、学校教育課、社会教育課、11日に三加和総合支所の住民課並びに春富財産区担当者、まちづくり推進課、総務課の順番で2日間にわたり、審査を実施いたしました。

会議規則にのっとり、総務文教常任委員会を代表して報告をいたします。

まず、10日午前9時より新型コロナウイルス感染防止策としてマスク着用の上、ソーシャルディスタンスを取り、感染拡散防止・抑止に努めた上、議会委員会室において税務住民課、会計室、議会事務局、監査室、学校教育課、社会教育課の順番で教育長、担当課長以下担当者から、令和元年度一般会計歳入歳出決算書、令和元年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算書、令和元年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算書及び令和元年度主要施策報告書を基に懇切丁寧な報告説明を受け、決算審査を実施いたしました。主な内容等について審査順により報告を申し上げます。

まず、税務住民課、自主財源の基礎となる町税の収入済額は9億3,151万3,000円で、歳入の約10.8%を占め、対前年度比で3,688万4,000円の増となっており、科目別で見ますと、町民税個人分2億9,967万2,000円、法人分8,121万8,000円、合わせて3億8,089万円、収納率96.7%、固定資産税4億4,649万9,000円、収納率95%、軽自動車税4,904万2,000円、収納率97.5%、たばこ税5,231万9,000円、入湯税276万2,000円で、収納率は2つとも100%であったとの説明を受けました。

また、町税徴収金の不納欠損額は194万円で、処分の理由としては、所在不明、財産なし、生活困窮者、地方税法第15条の7の執行停止から3年経過の規定に基づいたものであり、また、不納欠損の近年の動向としては、年々額としては減少の傾向であると合わせて説明を受けたところであります。

また、滞納分の収納については、玉名郡4町で相互に税務職員を派遣し、各町の町税徴収強化につながる4町併任徴収業務を平成22年に発足させ、徴収率アップに努めており、令和元年度においては、個別調査、預金、国税還付金の差押え等278件実施し、それぞれ何がしかの成果を上げており、担当職員は無論のこと、4町共同の徴収班を編成し、嫌な役割ながら徴収の執行努力を成した結果の表れであろうと労をねぎらったところであります。

また、これはあくまで私の私見であります、その反面、収納率アップにだけ目を向けるのではなく、当事者さんたちの個人的な調査は綿密詳細にわたり行い、判断ミスを起こさず、慎重な態度で臨んでほしいものと思うところであります。

また、税務住民課職員に限らず、全職員に該当すると思いますが、ストレス等の蓄積等に注意を払い、健康管理等に怠りなく、仕事により一層精進してほしいものと切に望むところであると、一言付け加えさせていただきます。

また、戸籍住民部門については、戸籍関係及び住民票、税務証明等の処理件数が本庁・支所合わせて約2万件、1日当たり平均約80件を数え、国民年金事務は、国民年金被保険者数は令和元年度の状況としては昨年度から90人減少の1,309人で、収納率は玉名管内では1位をキープし、77.8%で昨年より0.1ポイント増えたということでありました。

引き続き、生活環境部門について、斎場使用料として和水町斎場が72件の46万3,000円、せきすい斎苑が108件の101万9,000円、衛生手数料として狂犬病予防法に基づく新規登録料及び狂犬病予防注射済表示交付手数料が38万5,000円であり、また、ゴミ袋等販売手数料は、委託先事業所と役場本庁、総合支所で販売し、889万7,000円の収入を得ているとの説明を受けました。

歳出の主なものでは、せきすい斎苑の火葬上管理費用、大規模改修工事に係る実施設計委託費用、管理負担金等として南関町に1,164万2,000円、有明行政事務組合に負担金として1億8,243万8,000円、一般ごみ収集運搬業務委託費として2,936万6,000円を支出しているとの説明を受けたところであります。このごみ減量対策として、学校や複数の行政区が取り組んでいるリサイクル運動に補助金の増額を検討し、リサイクル運動を推進してはどうか、取り組めば何がしかの収益が上がり、いろいろな活動費の足しになり、一石二鳥どころか一石三鳥、つまりごみの量は変わらないとは思いますが、運動を展開したところは収益があり、それに伴い有明行政組合に納める負担金及びごみ収集経費が軽減され、町の支出経費が軽減されることになるのではないかと、検討課題として検討されるよう要望いたしましたところであります。

また、水質汚染汚濁防止対策事業の一環として、河川の水質検査を町内11か所、年2回実施されているが、条例においては検査結果を公表する旨うたっているが、公表されていないようだと言ったところ、公表していないとの回答であり、公表することにより環境美化意識啓発向上につながるのではないかと、事務の改善を促したところであります。

次に、国民健康保険事業会計について、歳入では国民健康保険税、一般、退職合わせて2億6,026万3,000円、歳入の20.1%を占め、収納率は現年分、繰越分を含め91.0%となっており、また、一般会計からの繰入れは繰入基準に基づき1億351万4,000円を繰り入れた旨の報告を受けました。

次に、歳出の主なものとしては、医療機関にかかった場合の保険給付費は8億7,346万1,000円、歳出の69.0%を占めております。平成30年度から都道府県へ移行したことに伴う国民健康保険事業費納付金として3億4,165万円を県へ支出、これは歳出の27.0%を占めておるとのことであり、また、特定検診の受診率は、8月時点の速報値で66.2%となっており、40歳以上の人間ドックは86人受診、保健事業費は特定健康診査事業費1,585万3,000円、保健衛生普及費、疾病予防費の保健事業費として1,088万5,000円をそれぞれ支出しているとの説明を受けたところであり、保険給付費等交付金の普通調整交付金予算額9億8,264万4,000円に対し、調定額及び収入済額8億6,723万5,000円と1億1,540万9,000円減額、特別調整交付金予算額3,618万4,000円に対し、調整調定額及び収入済額4,712万6,000円と、1,094万2,000円増額となっている要因は何かと問うたところ、特定検診の結果に基づき、個人的に改善指導を徹底した結果がこのような結果につながっているのではないかと説明を受け、重病化を防ぎ、病気の改善が行われ、入院患者さんが通院患者さんになって、病状の軽症化につながり、このような好結果となっているのではと認識をしているとのことでありました。

次に、後期高齢者医療事業会計について、歳入総額1億6,273万円、主なものとして後期高齢者保険料9,711万2,000円、歳入の59.7%を占めており、一般会計からの繰入れは5,677万1,000円で、歳入の34.9%を占め、繰入基準に基づき繰り入れたとの説明を受けたところであります。

また、歳出総額1億4,703万7,000円、主なものとして被保険者から徴収する保険料を広域連合への負担金として支出、これは歳出における91.9%を占めているとの説明でありました。

また、保健事業の特定健診受診者640人、歯科口腔検診受診者は、町内外5つの歯科医院で90

人であったとの報告を受けたところであります。

未病・健康増進につながる対策の強化に取り組むことが重要であると再認識をいたしたところであり、税務住民課所管事務決算審査を終了いたしました。

次に、会計室について申し上げます。

歳入の利子及び配当金4,351万6,000円、前年対比3,328万2,000円の増となっているが、これは合併振興基金の資金の資金運用を利用し、信託投資の土地の解約による利益が出たためであり、これは監査員の指導によるものとの説明を受けたところであります。

歳出の指定金融機関派出経費負担金増額は、従来の送迎費用及び機器補修費用であったが、今年度からは人件費の2分の1が加算された額を肥後銀行へ支払い、また、来年度からは人件費が全額補助となるので、総額300万円を超えるくらいの負担になるとの説明を受けたところで、会計室の決算審査を終了いたしました。

次に、議会事務局並びに監査室について申し上げます。

決算事務処理については、議会事務局、監査室とも適切に処理がなされていたとの意見の集約を見、議会事務局並びに監査室の決算審査を終了いたしました。

次に、学校教育課について申し上げます。

歳入の主なものとしては、菊水中学校並びに菊水中央小学校の校舎改修、校舎増築等に係る補助金として、教育費国庫補助金1億8,716万5,000円、歳出の主なものとしては、菊水中学校の校舎改修、菊水中央小学校の校舎改修、校舎増築、プール改築並びに土地の造成費用に係る工事請負費を繰越分の8億6,906万4,000円、そのほか菊水中央小学校東側敷地造成工事及び敷地舗装工事費として4,512万3,000円、学校給食菊水共同調理場改築に係る経費として、敷地造成のための測量設計業務委託費用として661万6,000円、実施設計業務委託費用として800万8,000円、工事請負費として敷地造成工事1,670万円、仮設調理場整備工事1,325万3,000円の合計2,995万3,000円、閉校準備委員会へ菊水地区4小学校の閉校記念事業及び記念品建造補助金として490万円支出、小学校費として三加和小学校のスクールバス運行委託料1,984万4,000円等の学校管理費5,125万5,000円、準要保護生徒援助費372万3,000円等の教育振興費745万8,000円、合計の5,871万3,000円を支出、中学校費として学校管理費2,800万7,000円、準要保護生徒援助費の205万4,000円等の教育振興費583万7,000円の合計3,384万4,000円支出、学校共同調理場費として正規職員及び非常勤職員の人件費7,974万2,000円で、これは約87%を占めているとの説明を受けたところであります。これは、ある部門の機構改革によるいびつの表れであり、一部門の解決だけの安易な考えの機構改革は慎むべきであると思ひ知らされ再認識をいたしたところで、学校教育課の決算審査を終了いたしましたところであります。

次に、社会教育課について申し上げます。

社会教育課として令和元年度の決算額は1億6,851万8,000円、対前年度比約4,576万5,000円減額となっており、主な要因としては金栗四三の関連事業費が約2,828万9,000円減額になったものであると説明を受けたところであります。

社会教育費4,513万2,000円、そのうち職員の人件費3,737万1,000円をはじめ、各種社会教育団

体等に対する負担金補助金、放課後子ども教室事業等に支出をしており、社会教育総務費として3,402万6,000円、公民館や分館の運営経費792万6,000円、中央公民館の大会議室の音響設備改修223万2,000円、三加和公民館管理運営経費として1,150万5,000円、手すき和紙の館経費110万8,000円、ほか公民館長手当、分館活動補助金、生活記録なごみの制作費、地区公民館建設補助金等であるとの説明を受けたところであります。

次に、文化財保護費1,386万1,000円、そのうち文化財行政事務経費222万9,000円、各種団体への負担金補助金、文化財保護審査の経費、文化財案内看板、標柱の設置等であるとの説明を受けました。

次に、文化財管理事務経費として789万1,000円、主なものとしては田中城ミュージアム管理費107万5,000円、田中城址維持管理に393万1,000円、豊前街道腹切り坂維持管理に439万5,000円、豊前街道腹切り坂維持管理費193万6,000円を支出、また、文化財調査事務経費として神尾城址調査経費374万1,000円との説明を受けたところであります。

続いて、保健体育費4,474万4,000円、体育施設費2,947万円との説明を受け、次に災害復旧費として江田船山古墳等の史跡等保存整備審議会委員報酬、田中城址災害復旧測量設計業務委託料の128万3,000円を支出した旨の説明を受けました。

最後に金栗四三顕彰事業について説明を受け、駐車場として購入した土地についての土地購入金の支払い、登記等の進捗状況を問うたところ、繰り越していた土地購入代354万3,000円の支払いを終え、6月12日付をもって登記替えも無事終了ということでありましたが、金栗生家に附属した常設トイレの工事がまだのようであるが、工事の予定はいつ頃になるのかを問うたところ、今月中に入札を予定しているとの回答でありましたが、予算は既に議会の承認が出ているのにいつまで取りかからないのか、簡易トイレのリース料は払う期間がそれだけ延びることになり、このようなことが経費の無駄を生じる原因であるとの指摘をし、今後このようなことのなきように迅速に進めるようにと改善されるよう注意を喚起いたしたところであります。

また、決算審査を終わり、所管の和水町総合グラウンド工事の進捗状況の視察を教育長、担当課長、担当係長同行の上、委員6名全員で実施いたし、社会教育課の決算審査を終え、1日目の総務文教常任委員会所管課の決算審査を終了いたしたところであります。

2日目の11日も午前9時より議会委員会室において、三加和総合支所の住民課、春富財産区、まちづくり推進課、総務課の順番で、担当課長及び担当者から令和元年度一般会計歳入歳出決算主要施策成果報告書に基づき、令和元年度和水町一般会計歳入歳出決算、令和元年度春富財産区特別会計決算について、懇切丁寧に説明を受けたところで、審査順ごとに報告を申し上げます。

まず、三加和総合支所住民課について申し上げます。

夏祭り盆踊り大会実行委員会へ、補助金として120万円支出しているが、実際の運営は三加和総合支所職員が担っており、また、古墳祭の開催時期と近接しており、昨年同様職員の負担が大きいとの報告があっており、夏祭りの在り方、運営について、例えば昨年も申し上げましたけれども、指定管理委託をしている丸美屋さんが収穫祭を開かれているので、開催

場所については、三加和温泉前駐車場周辺をとし、開催主催を丸美屋さんとして協賛という形で関わることになれば、職員の負担も軽減につながるのではないかと。開催補助金、花火代くらいを負担するとか持ちかけて協議検討をしてみればとの意見の集約を見ております。

また、中林水源より給水している板楠団地30戸、板楠駐在所、有明消防三加和分署は、1m³12円、三加和小・中学校は無料という現状であり、片や町簡易水道利用者、立米当たり170円と単価の公平公正を図るため、それぞれの所管課である建設課、まちづくり推進課、三加和総合支所住民課、それに総務課を加えた協議の進捗状況はどのようになっているのかを問うたところ、このコロナ禍なので協議は中座しているとの回答でありました。拡散抑止・防止としては致し方ないが、このことも重要課題と捉えているので、一刻も早く町としての方針を策定されるよう促し、三加和総合支所住民課の決算審査を終了いたしました。

次に、春富財産区特別会計について申し上げます。

春富財産区の将来は、町の普通財産として管理することを検討すべきであろうと、昨年同様、春富財産区管理委員さん方に行政区に立ち返り、検討課題として出して、意見の集約に努めてもらうよう取り計らうよう促しをしておきました。それに自然災害等がもし起きたときは、税金を納めていないのであれば公金導入はいかがなものかとの意見もあり、学校林は菊水地区でもあるので、このことも含め町有財産として取り扱うかどうかを検討する機会と捉え、町の指針を出すべきではないかと意見の集約を見ており、春富財産区特別会計決算審査を終了いたしました。

次に、まちづくり推進課について申し上げます。

歳入の主なものとして、地方創生推進交付金として、熊本県北インバウンド推進事業分で35万円、光ブロードバンド回線導入、あいのりくんシステム分として地域にぎわい創出支援事業302万4,000円、大河ドラマを契機とした県北の広域周遊観光プロジェクト2,875万3,000円、県補助金として地域づくり夢チャレンジ事業、金栗四三生誕の地としてのPR等に367万9,000円、路線バスの維持費補助金258万8,000円、県委託金として統計調査費委託金の農林業センサス事業、家計構造調査等に387万3,000円、寄附金はふるさと応援寄附金が4,180件の5,553万6,000円、これは前年比で申しますと、約7.5倍となっているとの説明を受けたところであります。

そのほか、雑入としてまちづくり支援のために設置された12か所の飲料自販機の利益還元としての93万1,000円であったとの説明を受けたところであります。

次に、歳出の主なものは、町内を運行している7路線の路線バス運行維持補助金として3,782万9,000円を路線バス事業所に交付、定住促進事業として若者の定住促進を図る目的で、新婚さん定住促進奨励金、1組15万円を10組、150万円を交付、また空き家バンク活用促進補助金、工事補助2件、19万4,000円の支出、学校跡地施設活用検討事業としてプロポーザル事業を開始し、各学校の参考価格を決定するために、不動産鑑定評価業務委託料257万4,000円を支出、産業廃棄物処理施設地域振興基金事業分で、内田区へ1,060万4,000円を支出、令和元年度末の基金積立額は2,577万1,000円となっておりますが、長小田分は昨年度

で限度額となり終了しているとの説明を受けたところであります。

また、おでかけ交通事業のあいのりくん運行事業として1,772万8,000円、地域コミュニティー施設等再建支援事業補助金として、熊本地震からの6つの神社等の施設復旧費として627万5,000円、地域おこし協力隊の活動費として886万7,000円を支出、これは全額特別交付税交付金と交付され、1名の方が3年の任期を満了されたが、現在は3名の方が町内で活躍をされているとの説明を受けたところであります。

次に、久井原ニュータウン及びグリーンビレッジ平野における水道の維持管理運営について、町簡易水道利用者との公平公正に努めるよう、担当課に総務課を交えて協議がスタートしていると思うので、一刻も早く見直しをした指針の集約を図られるよう委員会として意見の集約を見ておりますので、促したところであります。

また、路線バス運行計画で下津原経由の路線廃止が産交側から提案されており、この際統合経路も含め変更してはとの考えから、そこまであいのりくん運行も変更しようとの考えもしておりますとの説明を受けたところであります。それを受けて、まち課の発着便の路線も合わせたところで協議し、路線補助の軽減費用をあいのりくん事業に衣替えをして、運行の着地発着地点を考慮し、事業の拡充を図ってはどうかと促しをしておきました。

最後に令和元年度から宅地造成事業を開始し、既設井戸の揚水試験業務委託費99万4,000円、住宅用造成事業会計へ3,284万4,000円繰出しをいたし、藤田さくらタウン19戸の宅地造成事業の住宅用造成事業特別会計は歳入に関しては一般会計からの繰出金3,284万4,000円、歳出は調査業務、測量設計業務、不動産鑑定業務、水道の実施設設計等の業務委託料2,654万、樹木伐採等の第一期造成工事費554万円の支出であったとの説明を受け、供給する水道単価はどのように設定するのかと問うたところ、町の簡易水道事業に統一するとの回答を受け、まちづくり推進課の決算審査を終了いたしましたところであります。

最後に総務課について申し上げます。

令和元年度の一般会計歳入決算額は86億3,178万8,000円、歳出決算額は75億8,966万3,000円で、対前年度比で歳入7億1,482万9,000円、率で9.0%の増額となっております。

歳出6億5,696万6,000円、率として9.5%の増額となっており、歳入区分ごとの割合は、地方交付税が36%、国県支出金が17.5%、町税が10.8%となっており、自主財源の根幹である町税は以前として低い水準となっております。

地方交付税のうち普通交付税は、2町合併から10年間は旧町ごとに地方交付税が算定される優遇措置がなされ、合算額が交付されてきておりましたが、この算定替制度は平成27年度までで終了いたしており、平成28年度から令和2年度までの5年間にかけて段階的に減額となり、令和元年度決算において地方交付税の普通交付税は、前年度比で5,808万6,000円の減額となり、本町においては厳しい財政運営が強いいられているとの説明を受けたところであります。

また、一般会計における積立金については、預金利子による財政調整基金135万1,000円、減債基金29万8,000円、公共施設整備基金69万8,000円、預金利子をそれぞれ積み増し

し、合併地域振興基金については、国債等の運用益により4,106万6,000円を積み立てており、一方、財政調整基金については、財源調整として7,000万円を、また、公共施設整備基金については4,000万円を、また、熊本地震復興基金にあつては263万2,000円を取り崩し、財政運営に充てているとの説明を受けたところであります。

歳出について、一般管理費 3 億7,140万1,000円が執行されており、内容の主なものとして、職員人件費は総務部門の特別職を含む30名分で 3 億436万5,000円、有明広域一部組合への負担金962万6,000円、区長会経費として1,963万円、例規集整備に1,082万円となっているとの説明を受けたところであります。

財産管理費に7,983万8,000円が執行され、施設等の管理に要する経費で、主なものとしては役場本庁舎の管理経費2,028万8,000円、三加和地区の廃校施設管理経費465万9,000円、本庁舎用車管理経費532万6,000円等となっており、電子計算費では8,244万3,000円が執行されており、町職員が業務上で使用する電算機器等に要する費用であります。主な内訳は、業務システムに関する経費として6,482万5,000円、ネットワーク関連経費1,761万8,000円と説明を受けたところであり、また、交通安全対策費として457万8,000円執行しており、国際交流費としては、姉妹都市である韓国広州市からの訪問団に要する経費等として 4 万7,000円が執行されておりましたが、国際情勢に伴い、訪問団の来庁が中止となり、記念品として計画をしていた一つとしてTシャツ代のみでありますとの説明を受けたところであります。

次に、選挙費であります。選挙管理委員会の運営に要する経費や参議院議員選挙、県知事選挙の経費を含めまして、1,671万9,000円の執行となっており、また、消防費として常備消防費 1 億8,814万4,000円、主なものとしては、有明広域一部事務組合に消防負担金 1 億8,341万3,000円、高速道路緊急支弁金468万9,000円、これは有明一部組合へ全額支出されるトンネル財源の性質のものであり、次に、非常備消防費は3,209万7,000円、これは主に和木町消防団員報酬で 7 分団23部で構成する女性団員16名を含む488名の団員報酬と13件の火災に対する出動手当として支出したとの説明を受けたところであります。

また、消防施設費に2,531万4,000円、内訳は主に防火水槽の耐震性貯水槽 3 基の整備及び小型ポンプ積載車各 1 台を更新購入したとの説明を受けたところであります。

続いて、災害対策費に1,744万4,000円で防災行政無線の屋外支局 1 基に728万円をかけて新設、そのほか災害待機避難所運営に216万1,000円等となっているとの説明がありました。

最後に公債費の説明があり、元金及び利子合わせて 9 億2,243万7,000円となっており、令和元年度の地方債残高は78億6,185万9,000円となり、前年度比で 5 億1,416万8,000円の増となっているとの説明を受けたところであります。

総務課の案件には関係はなかったんですけれども、学校教育課所管である、昨年度から通学路安全対策会議に参加し、現地に赴き確認をしておりますけれども、行政区と行政区とのつながりのところ等の防犯灯に設置不足を生じているところが見受けられ、行政区に設置申請を依頼しても行政区にとってはあまり重要でないところが多く、学校側からの要望が届きにくく、毎年と言っているくらいに上げられているのが現状であることから、このような現

状をクリアするためには、町の宝という子供たちの身の安全・安心を与えるために町設置において、防犯灯を設置する以外にないという思いから、設置の要望をいたしたところであります。

また、合併特例債の限度額は、総額で幾ら、残り発行される額は幾ら、最終発行年度はいつまでかと問うたところ、限度額は47億3,580万円で、残り16億2,140万円、当初は合併後10年間、それから5年延長になり、また5年延長になっておりますので、令和8年3月末までが最終発行期限となっており、あと5年半であるとの説明を受け、総務課の決算審査を終了いたしました。

その後、委員全員の意見の集約を図る時間を取り、総務文教常任委員会の令和元年度決算審査は、所管課全てにおいて決算事務処理が適切に処理なされているとの意見の集約を見たので、決算審査結果は認定するものとしたことを報告し、総務文教常任委員会決算審査報告を終わります。最後まで御清聴ありがとうございました。

○議長（蒲池恭一君） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、厚生建設経済常任委員長に報告を求めます。

厚生建設経済常任委員長 坂本君

○厚生建設経済常任委員長（坂本敏彦君） 改めまして、こんにちは。和水町議会厚生建設経済常任委員長の坂本でございます。厚生建設経済常任委員会に付託されました決算審査につきまして報告いたします。

今回の令和元年度決算審査は、台風10号接近に伴い、9月10日、11日に日程を変更し、審査を行いました。

今回の台風10号により、お亡くなりになられた方々の御冥福と、被害に見舞われました皆様方にお見舞いを申し上げます。

厚生建設経済常任委員会に付託されました案件は、令和元年度決算における一般会計の健康福祉課、特別会計における介護保険事業会計、特別養護老人ホーム事業会計、和水町病院事業会計、一般会計決算審査における農業委員会、農林振興課、商工観光課、建設課、特別会計決算審査における簡易水道事業会計、下水道事業会計、特定地域生活排水処理事業会計について、9月10日、11日の2日間、常任委員6名により、各関係職員同席の下、慎重に令和元年度決算審査を行いました。

まず、農業委員会の決算審査から報告いたします。

農業委員会の歳入歳出につきましては、農林水産業費に含まれており、歳入決算額は350万1,000円で、昨年とほぼ同様であり、ほとんどが農林水産業費県補助金によるものです。

歳出決算額は2,619万円で、前年比361万7,000円の減額となっております。主な要因として、事務局体制が3人から2人に減員し、460万1,000円の人件費の削減が主な要因となっております。町単独補助の農地流動化補助金の交付により近隣の町と比較すると、農地の貸し借りの件数も多く見られ、昨年度から玉名地方協議会の事務局も請け負っており、主幹産業が農業の和水町には、事務量に対し、職員数が少ないのではないかと意見の集約をしたところでございます。

次に、農林振興課の決算審査報告をいたします。

農林水産業費決算額、歳入決算総額 1 億2,071万8,000円、主に県補助金となっております。

歳入決算総額 2 億8,049万9,000円となっており、歳出内訳は農業総務振興費9,021万1,000円、中山間地域直接支払事業費6,140万7,000円、果樹園芸振興費1,407万7,000円、農業就業改善センター管理費2,868万4,000円、土地改良事業費1,571万2,000円、経営所得安定対策事業327万5,000円、農地流動化地域推進事業787万7,000円、多面的機能支払交付金事業1,504万6,000円、人農地問題解決加速化支援事業2,032万2,000円、有害鳥獣被害対策事業712万4,000円、林業振興費1,192万8,000円、農業施設災害復旧費96万6,000円、林業施設災害復旧事業繰越明許179万3,000円となっております。年々、自然災害が甚大化する中、林道・間伐作業道の整備、間伐作業を行い、間伐材の搬出をすることにより、自然災害の減少につながると意見の集約を見ました。

次に、商工観光課の審査報告をいたします。

歳入決算総額5,515万7,000円となっており、歳入内訳といたしまして、国の地方創生推進交付金、県の地域づくりチャレンジ推進補助金、熊本地震復興観光拠点整備交付金、道路拡張に伴う塩井谷公園トイレ保障費などとなっております。

歳出につきましては、歳出決算総額 2 億253万5,000円、内訳は観光総務費7,451万4,000円、商工業振興費3,824万8,000円、観光費8,977万3,000円となっております。

商工総務費については、職員人件費、和水町地域雇用創造協議会補助金、和水町商工会補助金、和水町プレミアム付商品券事業に支出されていきました。

商工業振興費につきましては、菊水ロマン館等施設管理費、和水江田川カヌー・キャンプ場施設管理費、三加和温泉等施設管理費などとして支出をされています。

観光費につきましては、肥後民家村等施設管理業務、船山古墳公園等管理業務、金栗四三PR事業大河ドラマいだてんの関係費用として支出されていきました。

和水江田川カヌー・キャンプ場は、指定管理者により運営されています。カヌー館下のカヌー発着場に土砂が堆積し、カヌーの発着に支障を来しており、早急な改善が必要だと意見の集約を見ました。

次に、建設課の決算審査を報告いたします。

建設課土木費の歳入決算総額は、3 億6,759万4,000円で、主に分担金、使用料、国庫補助金となっております。

歳出決算総額は、7 億9,838万5,000円、土木総務費として7,366万3,000円、主に各行政区への土木費補助として、3,654万5,000円を支出し、町道、里道水路の管理補修が行われております。

また、特別会計への繰り出しは、簡易水道事業会計へ2,501万8,000円、特別地域生活排水処理事業会計へ2,759万9,000円、下水道事業会計に2,645万8,000円が繰り出されています。

道路維持費として6,134万3,000円、令和元年度から緊急自然災害対策事業が実施され、水路付け替えや町河川改修工事が実施されています。

道路橋りょう費については、道路維持費、道路新設改良工事で総額 6 億311万4,000円となり、道路関係の繰越明許は総額 1 億5,638万7,000円となっています。

次に、住宅費として5,963万6,000円、町営住宅6団地の管理、また、個人所有の危険ブロック塀など除去補助金104万5,000円、6件分が支出をされています。

災害総務費及び農地公共土木災害復旧費については、昨年7月から8月の豪雨災害や平成30年度繰越明許事業の豪雨災害復旧費として総額1億6,780万7,000円が支出をされています。

次に、建設課所管の特別会計、簡易水道事業会計の歳入決算総額5,871万円、歳出決算総額5,865万3,000円となっています。

下水道事業会計の最終決算総額は、6,214万2,000円、歳出決算総額6,208万5,000円となっております。

また、特定地域生活排水処理事業歳入決算総額8,325万、歳出決算総額8,322万7,000円となっております。

建設課所管の3つの特別会計につきましては、独立採算による企業形態を念頭に、事業の拡大と町民にとって安心・安全な環境整備に努めていただきたいと思います。

また、甚大化する自然災害に建設課所管の道路、橋りょう等の被害に対し、早急な対応をお願いしたいとの意見の集約を見ました。

次に、和水町特別養護老人ホームの決算審査を報告いたします。

歳入決算総額4億9,728万円、繰越金、歳入金を除いた実質の歳入額が4億6,332万2,000円、歳出決算総額は4億9,700万4,000円となっています。

歳入では特養利用者の入院延べ日数が前年度月平均163日が192日と増えましたが、1日当たりの平均利用者が109.9人とほぼ定員の人数までの努力により、施設介護費の収入が前年と比較して約532万2,000円増収の4億663万2,000円となっています。

短期入所についても、1日当たりの利用者の増加により、約226万円増収の2,060万9,000円となっています。

デイサービス通所介護については、前年度より1日当たりの利用者の減少により、297万7,000円減収の3,070万7,000円となっています。

デイサービス部門では経営努力により、前年度より経営改善が図られております。

その他の収入として、社会福祉協議会からの委託により実施の給食サービス使用料、年間1,647食、約90万6,000円の収入となっております。

歳出の主なものは人件費となり、人件費率は73.6%と、前年度より1.8%増加しております。

その他の支出として、給食業務委託料6,360万4,000円、施設電気料1,232万1,000円、燃料費のA重油633万1,000円、紙おむつ代328万2,000円、地震による災害復旧工事346万7,000円となっていました。紙おむつを尿量に応じた紙おむつに変更するなど、細部にわたり支出削減の経営努力をされているとの意見の集約を見ました。

次に、和水町立病院の決算審査を報告いたします。

和水町立病院の決算状況は、病院事業収益8億7,898万4,683円、医業収益6億9,792万2,721円、医業外収益1億2,005万4,403円となっています。医業収益の入院収益は、入院患者数年間1万9,265人で4億3,291万9,495円、外来収益では、外来患者数年間2万3,585人で1億4,982万

9,770円となっています。

また、健康管理センター収益2,317万4,344円、居宅介護支援事業収益1,871万1,550円、訪問介護事業収益1,858万935円、特別利益として54万730円となっています。

次に、支出では病院事業費用8億4,826万6,261円、医業費用の主なものは、給与費5億2,231万8,142円で、給与比率69.8%となっています。

また、材料費5,247万7,198円、経費1億3,018万6,305円、減価償却費5,741万1,361円です。

健康管理センター費用が1,571万1,008円、居宅介護支援事業費用1,831万6,457円、訪問介護事業費用2,016万7,564円となっています。

抜本的収支として、抜本的収入1億1,127万3,000円、内訳は出資金4,327万3,000円の繰入れ、企業債6,800万となっています。

支出総額1億3,915万9,404円であり、建設改良費8,331万9,423円、主に医療機器の購入、診療等部分の空調改修工事、ほか企業債の償還金として5,583万9,981円償還してあります。

令和元年度は、目標に近い患者数を確保できたことで、入院収益の増収に加え、不採算地域病院に対する特別交付税の単価の見直しなどにより増収となり、結果、経営収支比率が改善され、3,071万8,000円の黒字となっています。

今後も公的医療機関としての役割と責務を果たし、公営企業としての効率性を高めるよう努めていただきたいとの意見の集約を見ました。

最後に健康福祉課の決算審査をいたします。

健康福祉課は福祉係、障がい福祉係、子ども家庭係、保健予防係、地域包括支援係、介護保険係、神尾保育園と、1園6係で地域福祉施策、健康増進事業に関する事業の実施がされています。

社会福祉費の決算は、各種事業会計の繰出金、国民年金事務費、後期高齢者医療費を除く5億3,319万4,000円、前年比3.6%の増額、人件費など以外で主なものは、社会福祉総務費の中では、和水町福祉センターの指定管理委託料500万円、町社会福祉協議会運営補助金3,326万6,000円、民生委員活動委託料268万5,000円となっています。

高齢者福祉事業では地域の公民館を改修し、健康づくり環境整備を図るため、公民館改修費用として578万6,000円、老人保護設置費として1,590万円支出されています。

旧老人福祉センターの施設解体に伴うアスベスト除去業務委託料442万8,000円、老人福祉センター解体費用として1,917万円支出されています。

また、在宅で過ごされている介護度4以上の方の支援をする御家族に支給する在宅要介護認定者介護が約100万円の減額となっております。

障がい者福祉事業の予算の大部分を含める扶助費、障がい者総合支援介護給付費は300万円の減額となっていますが、障がい児通所介護費は約200万円の増額となっています。

次に、児童福祉費の決算額は7億2,750万3,000円となり、幼児英語教育の導入、学童保育施設建設、神尾保育園の施設改修工事により、前年比10.7%と増額となっています。

災害救助費については、災害備蓄倉庫移転工事37万4,000円、保健衛生費、各種事業会計の繰出金、環境衛生費、斎場費を除く決算額3億3,290万3,000円となり、前年比2.4%の増額となっ

ております。

予防接種事業は、定期、任意予防接種を含め、2,434万9000円、健診委託費用2,267万1000円となっています。

最後に介護保険事業会計を報告いたします。

令和元年度決算歳入総額15億9,996万5,000円、歳出総額14億4,607万3,000円、歳入歳出差引残高1億5,389万1,000円となっています。

歳入の主なものは、国、県、支払基金などからの負担金と介護サービス利用料分に当たる介護給付費に対し、負担割合が22%となる町内65歳以上の第1号被保険者の保険料が2億5,526万円となっています。

歳出の主なものは、介護給付費が12億8,630万2,000円、前年と比較すると同水準で推移をしていました。第7期の介護保険の給付費は13億円程度で推移し安定しており、基金積立金も合計で1億円積み立てたことにより、より安定した事業運営ができていると感じました。

また、施設などの改修は早めに改修することで、費用負担を少なくし、長寿命化になると意見の集約を見ました。

以上で厚生建設経済常任委員会所管の令和元年度決算審査報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（蒲池恭一君） これで厚生建設経済常任委員長の報告を終わります。

しばらく休憩します。25分から再開します。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時26分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第23 認定第1号 令和元年度 和水町一般会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第23、認定第1号「令和元年度一般会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第1号「令和元年度和水町一般会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願

ます。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

日程第24 認定第2号 令和元年度 和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第24、認定第2号「令和元年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第2号「令和元年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

日程第25 認定第3号 令和元年度 和水町介護保険事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第25、認定第3号「令和元年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第3号「令和元年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

した。

日程第26 認定第4号 令和元年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第26、認定第4号「令和元年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第4号「令和元年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

日程第27 認定第5号 令和元年度 和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第27、認定第5号「令和元年度和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第5号「令和元年度和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

日程第28 認定第6号 令和元年度 和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算

○議長（蒲池恭一君） 日程第28、認定第6号「令和元年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第6号「令和元年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

日程第29 認定第7号 令和元年度 和水町下水道事業会計歳入歳出決算

○議長(蒲池恭一君) 日程第29、認定第7号「令和元年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第7号「令和元年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

日程第30 認定第8号 令和元年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算

○議長(蒲池恭一君) 日程第30、認定第8号「令和元年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第8号「令和元年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、認定第8号は認定することに決定いたしました。

日程第31 認定第9号 令和元年度 和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算

○議長(蒲池恭一君) 日程第31、認定第9号「令和元年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第9号「令和元年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、認定第9号は認定することに決定いたしました。

日程第32 認定第10号 令和元年度 和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

○議長(蒲池恭一君) 日程第32、認定第10号「令和元年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第10号「令和元年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、認定第10号は認定することに決定いたしました。

日程第33 認定第11号 令和元年度 和水町病院事業会計決算

○議長(蒲池恭一君) 日程第33、認定第11号「令和元年度和水町病院事業会計決算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第11号「令和元年度和水町病院事業会計決算」を認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、認定第11号は認定することに決定いたしました。

日程第34 報告第3号 令和元年度 決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長(蒲池恭一君) 日程第34、報告第3号「令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題といたします。

本案について説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長(上原真二君) 報告第3号「令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、次のとおり令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告いたします。令和2年9月3日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

この報告は、財政健全化法により前年度の決算に基づく町財政の健全化性を判断する指標を実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つと資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければならないと規定で定められております。この規定に基づき、議会に報告するものでございます。

財政健全化法は、地方公共団体の財政破綻を未然に防ぎ、財政の早期健全化を促すために、平成19年6月に成立し、平成21年4月から施行された法律でございます。

では、本町の財政健全化判断比率について説明を申し上げますが、その前に標準財政規模という単語が頻繁に出てまいりますので、この標準財政規模について若干説明させていただきます。

地方自治体の一般会計の標準的な規模を示す指標で、健全化指標を計算する際の分母となるものです。具体的には標準税収入額とプラス普通交付税プラス臨時財政対策債発行可能額の和で求められます。全国の自治体を同じ基準で算出することで、健全化の判断とする比率を自治体間で比較することができます。和水町の標準財政規模は、42億531万6,000円でございます。

では、健全化判断比率の4つについて順次説明を申し上げます。

まず、実質赤字比率は、一般会計を対象とし、収支が赤字である場合の標準財政規模に占める割合を示すものです。本町の場合、一般会計は実質収支が黒字であるため、実質赤字比率の数値は記載がございません。

次に連結実質赤字比率は、普通会計に特別会計、企業会計を加えた全会計が対象となり、全会計を合わせた収支が赤字である場合の標準財政規模に占める割合を示すものです。本町の場合、実質赤字比率と同様に、一般会計などの普通会計の実質赤字及び公営企業会計の資金不足が生じていないため、連結実質赤字比率の数値は記載がございません。

次に実質公債費比率は、標準財政規模に占める公債費、借金返済の割合の過去3年間の平均値でございます。具体的には、普通会計、特別会計、企業会計及び本町が加入する一部事務組合である有明広域行政事務組合、熊本県市町村総合事務組合、後期高齢者医療広域連合を加えた公債費額から基準財政需要額に算入された金額を減じて求めた金額を標準財政規模から基準財政需要額に算入された金額を差し引いて求めた金額で除して求めた比率となります。この比率が18%を超えると、起債のための必要な手続が協議から許可に変わります。本町の場合、実質公債費比率は10.1%でございます。

次に、将来負担比率は、一般会計、地方債の現在高と、一部事務組合負担等の額及び退職手当負担見込額が対象となり、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものです。本町の場合、将来負担比率の数値はございません。

4指標とも括弧書きの国が示す健全化判断比率をいずれも下回っており、指標を基準とした場合は、健全な財政運営がなされている状況であると言えます。

最後に資金不足比率は、病院、簡易水道、特排事業、下水、宅造の公営事業会計のみを対象とし、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものでございます。本町の場合、いずれの公営企業会計も資金不足が生じていないため、資金不足比率の数値はございません。

2ページ以降については、監査委員の意見書を添付しております。以上で報告第3号の説明を終わります。

○議長（蒲池恭一君） 本案について質疑はありますか。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号、「令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を終わります。

日程第35 教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書提出の要請についての撤回の件

○議長（蒲池恭一君） 日程第35、「教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書提出の要請についての撤回の件」を議題といたします。

総務文教常任委員長から教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書提出の要請についての撤回の理由の説明を求めます。

総務文教常任委員長 池田君

○総務文教常任委員長（池田龍之介君） ただいま議案に上がっております熊本県教育職員組合城北支部より提出されておりました請願書について周辺自治体を確認いたしましたところ、我が町だけにが請願書、ほかのところは陳情書、要望書という足並みがそろっておらなかったもので、どういうわけか尋ねましたところ、紹介議員がいないからほかの自治体には陳情書なり、要望書になったということでありましたので、できるならば統一してほしいということをお方に申し上げたところ、取下げをしたいという申出がありましたので本提案を提案した次第でありますので、皆様におかれましては、その旨お含みの上、判断いただき、この申出取下げ書が採択されますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） お諮りします。

ただいま議題となっております「教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書提出の要請についての撤回の件」を許可することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、「教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書提出の要請についての撤回の件」を許可することに決定いたしました。

日程第36 閉会中の継続審査について

○議長（蒲池恭一君） 日程第36、「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

厚生建設経済常任委員長から委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました閉会中の継続審査申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第37 閉会中の継続調査について

○議長（蒲池恭一君） 日程第37、「閉会中の継続調査について」を議題といたします。

各委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（蒲池恭一君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和2年第3回和水町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る9月3日の開会以来12日間、議員各位におかれましては、諸議案につきまして真摯に御審議賜り、厚く御礼申し上げます。

7月の豪雨によって災害の爪痕が残る中、今定例会の開会后、過去最強クラスと言われた台風10号が襲来し、九州全域を暴風雨域に巻き込みながら、九州の西海上を北上していきました。県内では約660か所の避難所で4万人が避難し、停電も2万5,000件に上りました。あらゆる交通機関が欠航もしくは運休となり、県内ほぼ全ての幼稚園、保育園、小・中、高校などが臨時休校となりました。

本町でも避難所4か所を開設し、187世帯344人と多くの方々が避難されました。事前に気象庁から特別警報クラスの台風であると警戒と避難を呼びかけられた結果だと思われます。避難所においては、多くの避難者を受け入れる中、新型コロナウイルス感染症の防止を図りながらの避難所運営となり、現場の職員にも苦慮があったことだったと拝察するところであります。

幸いにして、今回甚大な被害には至らず安堵したところでありますが、これからさらに台風のシーズンを迎えるに当たり、気を緩めることなく事前の準備を万全に整えることが肝要であると思われます。

また、今定例会において新型コロナウイルスの感染防止対策のため、議場において傍聴席の縮小、台風10号の接近に伴う会期の延長、一般質問の日程変更など議員各位、執行部、そして町民の皆様方にも大変御迷惑をおかけしたかと存じます。

執行部におかれましては、今定例会において成立しました諸議案の執行については、適切なる運用をもって進められるとともに、住民目線での行政に努められることをお願い申し上げ、閉会

の御挨拶といたします。

これをもちまして令和2年第3回和水町議会定例会を閉会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

閉会 午後2時53分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員